

道路法第47条第2項違反者（重量超過車両）の告発について

(独) 日本高速道路保有・債務返済機構管理課
東日本高速道路(株)交通課
西日本高速道路(株)交通課

1. はじめに

道路構造物の劣化に多大な影響を与え、ひとたび事故を起こすと重大事故につながりやすい重量超過などの車両制限令違反車両に対し、(独) 日本高速道路保有・債務返済機構（以下「高速道路機構」という。）と高速道路各社では、国土交通省や警察等関係機関と連携しながら取締りの強化を図っています。

国土交通省では、平成26年5月9日に「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」を策定し、その中で悪質違反者に対しては厳罰化していくことを盛り込んで公表しました。この方針に関係する具体的な施策の一つとして、平成27年1月に国土交通省から、道路法第47条第2項の規定に違反して、車両の総重量の最高限度の2倍の重量(道路法第47条の2第1項の規定による許可を受けた車両にあっては、許可を受けた車両の総重量から車両の総重量の最高限度を減じた重量に、車両の総重量の最高限度の2倍の重量を加算した重量) 以上の特殊車両を通行させた悪質違反者に対して、道路管理者が現地取締りで違反を確認した場合に、その事実をもって告発の対象とすることが規定されました(平成27年2月23日施行)。

高速道路機構と高速道路各社においては、この国の方針に基づき、高速道路における悪質違反者への厳罰化を図っているところです。

2. 新たな実施方針に基づいた全国初の告発事案

東日本高速道路(株)と西日本高速道路(株)では、平成27年4月14日にそれぞれ以下の道路において取締りを実施した際、一般的制限値を大きく超過する車両を確認しました。

(1) 東日本高速道路(株)

違反場所：東関東自動車道（下り線）宮野木本線料金所



違反内容：

	車両総重量
①当該車両の実測値	82.05 t
②車両制限令の一般的制限値（注）	25.00 t
③超過値（①－②）	57.05 t

(2) 西日本高速道路株

違反場所：第二神明道路（上り線）明石西本線料金所



違反内容：

	車両総重量
①当該車両の実測値	53.35 t
②車両制限令の一般的制限値（注）	25.00 t
③超過値（①－②）	28.35 t

（注）車両制限令の一般的制限値：高速道路及び重さ指定道路…軸距に応じ最大25t、その他の道路…20t

上記違反車両の確認後、警察等関係機関との調整や告発に必要な証拠書類の整理等、準備を慎重に進め、その結果、平成27年6月3日に違反車両を運行させた運転手を道路法第104条第1号、その雇用主である運送事業者を同法第107条に該当するものとして、(1)については千葉県警察本部交通部高速道路交通警察隊、(2)については兵庫県警察本部交通部高速道路交通警察隊にそれぞれ告発を行いました。これまでは、違反で重大交通事故を発生させた者や指導にもかかわらず違反を繰り返す常習違反者等を対象に告発してきましたが、本件は新たな実施方針に基づき行った初の告発事案となります。

3. おわりに

冒頭で述べたとおり、重量超過などの車両制限令違反車両は、国民の財産である道路を劣化させる要因となるだけでなく、速度低下や操作性低下など、重大事故を誘発する可能性のある極めて危険な車両であるため、厳しく取り締まるべき車両です。

特に、重量超過車両が道路に与える影響は大きく、一定の仮定では、車両総重量80tの大型車1台が道路橋に及ぼす影響は、一般的な大型車（車両総重量20t）の約6万台分に相当すると言われています。通行車両全体の1%に満たないこうした重量超過車両が、橋梁の床版を損傷させる大きな要因となっています。

高速道路各社では、取締りを専門的に行う部隊（通称「車限隊」）を組織し、日々、違反車両に対する指導取締りを行っており、違反を確認した場合は、高速道路機構において高速道路からの退出を命ずる措置命令（行政処分）を科しますが、悪質な違反である場合は、積載物の分載・軽減措置や通行許可を取得するまでの間の通行の中止を命ずることもあります。また、現地での指導取締り以外にも、悪質違反者については、別途、高速道路機構と高速道路各社連名による文書警告や、定期的を開催する違反者講習会に悪質違反者（社）の責任者を招請して対面指導を行うなど、高速道路機構と高速道路各社が連携協力して違反撲滅に向けた取り組みを行っています。

今後とも、関係機関と連携を図り、車両制限令違反車両に対しては厳正に対処し、安全で円滑な交通の確保に努めてまいります。